

鳥取市役所新本庁舎の食堂設置に向けた公募型ヒアリング調査実施要領
(サウンディング型市場調査)

※ サウンディング型市場調査は、案件の内容・公募条件等を決定する前段階で、公募により民間事業者の意向調査・直接対話を行い、当該案件のポテンシャルを最大限に高めるための諸条件の整理を行うものです。

1. 公募型ヒアリング調査(サウンディング)の目的等

鳥取市役所新本庁舎の整備(平成31年10月開庁予定)にあたり、来庁者及び市職員向けの食堂設置を計画しています。

本計画にあたり、事前に民間事業者の皆さまと「対話」を通じて、市場性(事業採算性)、実施内容(メニュー、価格等)、運営に係るノウハウやアイデア等を把握し、事業内容・募集要件等の策定に活かすことを目的にヒアリング調査(以下、「サウンディング」といいます。)を実施します。

2. 事業の概要

(1) 基本的事項

現在建設中の市役所新本庁舎には食堂の設置を予定しており、食堂運営の実施主体を公募型プロポーザルで募集する予定です。

(2) 対象施設

平成31年10月1日に開庁予定の市民交流棟(鳥取市役所新本庁舎に隣接)の2階に設置する食堂

(3) その他

対象施設は、来庁者および市職員が利用する食堂機能並びに、市民がくつろぎ、喫茶や食事を楽しめる場をめざします。(実施設計説明書参照)

<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1504832137728/activesqr/common/other/59b1e4d002.pdf>

3. サウンディングの流れ

(1) 参加対象

市民交流棟2階食堂の運営委託業務への参画を検討している民間事業者(グループも可)
(参加除外条件については、留意事項をご参照ください。)

(2) 参加申込み(事前申込み制)

参加を申込み際は、平成29年12月15日(金)午後5時までに申込書等必要な書類を担当課に持参、郵送又はメールにて提出してください。なお、市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。

(3) 質問の受付

参加にあたって質問がある場合は、Eメールにて12月8日(金)午後5時までに質問書を提出してください(任意書式)。質問への回答は、メールにて返信するとともに鳥取市公式ウェブサイトに掲載します。ウェブサイト掲載に際しては事業者名を伏せます。

(4) 全体スケジュール (予定)

日 程	内 容
～平成 29 年 12 月 15 日	募集
1 月中旬頃	対話
2 月中旬頃	結果概要公表
30 年 6 月以降	提案募集開始
30 年 12 月頃	業者決定
31 年 10 月 1 日	業務開始

(5) 対話日の決定

- ① 対話の日時等は担当課で調整し、参加者にメール等にて別途連絡します。
- ② 日程調整が困難な場合、参加者を選定することがあります。

(6) 対話実施

- ① 対話は事業者のアイデア・ノウハウを保護するため個別及び非公開で実施します。
- ② 対話は、鳥取市役所の会議室で行います。(別途通知します)
- ③ 対話のために必要な資料がある場合は、当日持参してください。
- ④ 参加事業者名は公表しません。

4. サウンディングの内容

主に以下の項目について、ご回答いただける範囲（一部の項目でも構いません）で、ご意見、ご提案をお聞かせください。

当日は、事前に提出いただいたエントリーシートに沿って説明をお願いします。

【対話のテーマについて】

(1) 事業化（参入）に向けた条件について

- ① 事業手法（営業体系）
- ② 財務計画及び事業期間（事業参加判断のための負担基準）
- ③ 事業開始までに必要な準備期間・事項
- ④ 参加要件（地元企業の参画、共同事業体の考え方など）

(2) 事業内容について

- ① 営業時間・営業方法
- ② メニュー及び価格帯

- 例 ・地元食材を使用し健康面に配慮した食事の提供
・市の特色を出すようなメニューの提案
・ワンコインランチなど価格面で配慮した食事の提供
・アルコール類の提供

(3) 費用負担について

- ① 施設使用料、光熱水費について
- ② 設備および什器類等の整備費の負担割合

(4) 施設面について

- ① 商品搬入の導線
- ② バックヤード（事務室、保管庫等）

(5) その他

- ① プロポーザル方式による提案募集時に鳥取市に提示してほしい資料やその他要望
- ② 留意事項・懸念事項・リスク分担等

5. 留意事項

(1) 参加の扱い

本市場調査（対話）への参加実績は、事業者選定における評価の対象とはなりません。

(2) 参加者の除外要件

- ① 平成29年11月15日から参加申込み受け付け期限の12月15日までの間のいずれの日において、次の要件に該当している場合は、本調査（対話）に参加することができません。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- ④ 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団員等に該当する者。
- ⑤ 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止の措置（同要綱附則第2項による廃止前の鳥取市物品の売買等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成9年12月1日制定）に基づく指名停止の措置を含む。）を受けている者又は保留期間中の者。

(3) サウンディングへの参加に要する費用は参加者の負担とします。

(4) 必要に応じて、追加の対話をお願いすることがあります。その際にはご協力をお願いします。

(5) 実施結果については、事前に参加事業者の内容の確認・了解を得た後、概要を市ホームページ等で公表します。（参加事業者の名称は、公表しません。）

(6) 提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。本件は結果概要の公表・事業の諸条件の検討以外目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。なお、説明資料及びヒアリングの詳細記録については、民間事業者のノウハウに係るものであることから、公表の対象としません。

(7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとします。

6. 事務局

〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4（駅南庁舎3階）

鳥取市役所 総務調整局 財産経営課 網谷

電話 0857-20-3851

FAX 0857-20-3879

E-mail zaisankanri@city.tottori.lg.jp